

漁業災害補償制度における独立行政法人農林漁業信用基金（漁業災害補償関係業務）の役割について

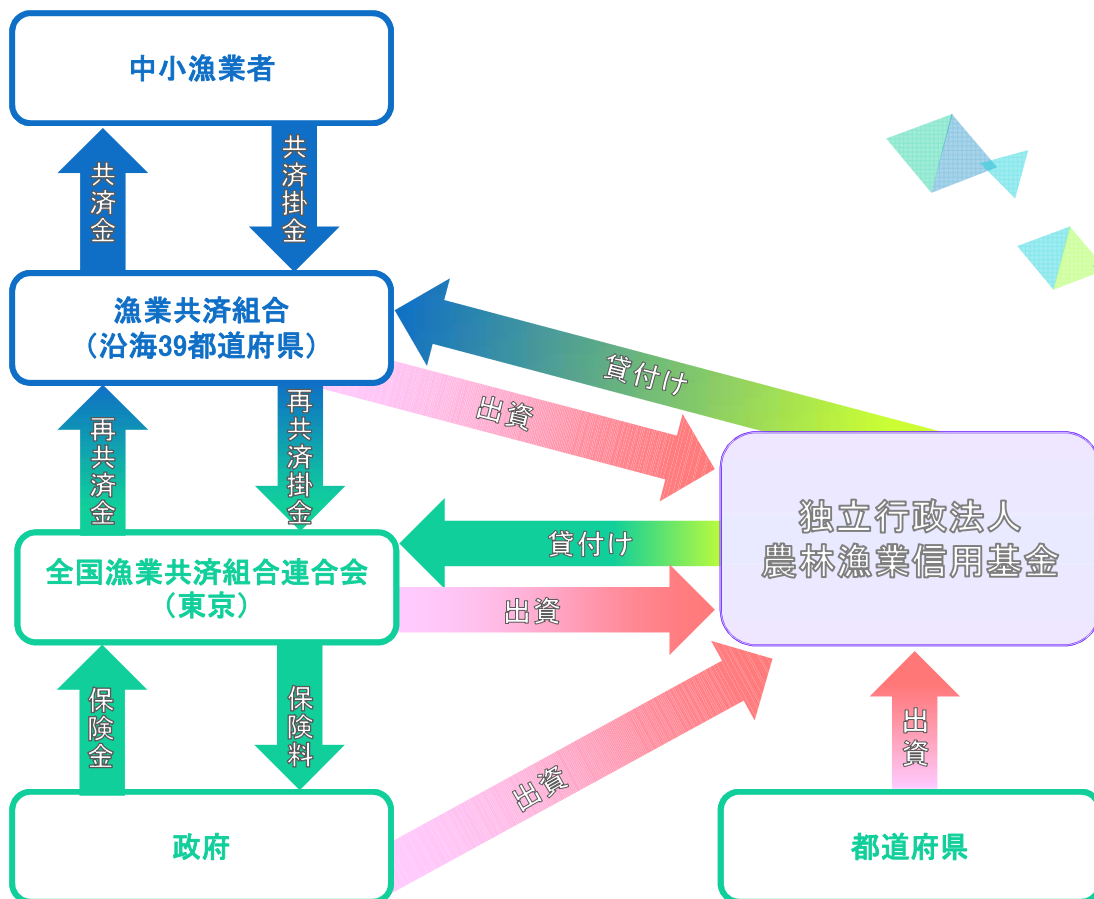
1. 漁業災害補償制度の目的

漁業災害補償制度は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、中小漁業者（注）の不慮の災害による漁獲金額の減少や養殖生物、養殖施設及び漁具等の損失を、漁業共済組合、全国漁業共済組合連合会が行う共済事業や再共済事業及び政府が行う保険事業により補填すること等により、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止と漁業経営の安定に資することを目的としています。

（注）漁業を営む個人・法人、漁業協同組合及び漁業生産組合をいいます。

2. 独立行政法人農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務の概要

漁業災害補償法第196条の3の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務として、「貸付け」、「債務保証」、「金銭寄託の引受」の3業務が規定されています。また、本業務は、国、地方公共団体及び共済団体からの出資金に基づき運営されています。



(1) 貸付業務

漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払いに関して資金が不足する場合に、信用基金は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するセーフティネットであることを踏まえ、迅速な貸付けを行います。

なお、民業補完の観点から、貸付けに当たって、漁業共済団体が民間金融機関からの融資を受けることについて検討の有無を確認しています。

漁業災害補償関係業務の短期貸付金の主な特徴

1. 償還期限1年以内の短期貸付金です。ただし、何らかの理由により期日までに償還することができないときは、借換えすることができます。
2. 原則として、担保、保証人を必要としません。
3. 借入申込書の受付から貸付けの決定までの標準処理期間は、4営業日です(ただし、初回の借入れのときは、基本契約の締結が必要です。)
4. 貸付利率は、「TIBORレート+0.15%」としています。貸付け時の金利水準や貸付期間に応じて異なってきます。

(参考)令和元年10月1日公表TIBORレートを基準とした貸付金利

貸付期間	1月以内	1月超 3月以内	3月超 6月以内	6月超 1年以内
年利率	0.227%	0.217%	0.276%	0.286%

(2) 債務保証業務

漁業共済団体が、金融機関から共済金又は再共済金の支払資金を借入れる場合に、その債務の保証を行います。

保証の条件		
債務保証する資金の借入期間の最高限度	保証の範囲	保証料
1年	保証に係る借入金の元本、利息及び遅延利息の合計額の残高	なし

(3) 金銭寄託の引受業務

事業資金に余裕のある漁業共済団体から金銭の寄託を受け、貸付業務に必要な資金に充てることにより有効活用を図ることとしています。

その他詳細やご意見・ご要望等については、以下までお問い合わせ下さい。

農林漁業信用基金 共済部漁業共済課
電話: 03-3294-5471 FAX: 03-3294-5475
担当者: 中山